

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 平成30年度の保険料等について ～

### 7月に保険料額をお知らせします

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割  
【1人当たりの額】  
50,205円

+

所得割  
【本人の所得に応じた額】  
(平成29年中の所得-33万円) ×  
10.59%

=

1年間の保険料  
【限度額62万円】  
(100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります(平成29年度は57万円)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

### ◆ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,102円
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 40,164円

※ 平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

#### ② 所得割の軽減の見直し

- 平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

※ 平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合が「7割」から「5割」へ変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ◆ 保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金から差し引く方法（特別徴収）」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は、住民課戸籍年金医療グループへお申し出ください。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金から差し引く方法（特別徴収）」ができないため、

「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

◆ 介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）

※ 保険料の納付が困難な場合は住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## ■ ジェネリック医薬品の利用について ■

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせください。

### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

## ■ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう ■

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

### お問い合わせ先

\* 北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

### \* 剣淵町役場

住民課戸籍年金医療グループ  
電話 34-2121（内線414）